



Well-Architected レビュー特約条件

アイレット株式会社（以下「アイレット」といいます）は、「Well-Architected レビュー特約条件」（以下「本特約」といいます）を定め、本特約に基づき第2条に定める WAR を提供します（以下「本サービス」といいます）。本特約は、WAR に関し、WAR を利用する者（以下「お客様」といいます）との間の一切の關係に適用されるものとします。なお、本特約は、マスターサービス契約 (https://rackspace.jp/index.php/information/legal/iret_msa、以下「MSA」といいます) に従属し、準拠します。

1. 概要

1.1 アイレットのプロフェッショナルサービスチームは、本特約に規定されたサービスの範囲内で、お客様の要求事項を支援するものとします。

1.2. 本特約の内容と、MSA 又は申込書等（以下「その他申込条件」といいます）の内容が異なる場合、その他申込条件において本特約の規定に優先して適用すると明示していない限り、または本特約を変更する旨の記載がない限り、その他申込条件に対し、本特約の規定が優先して適用されるものとします。

1.3. 本サービスの申込は、お客様がアイレット所定のオンラインフォーム上での申込またはアイレット所定の申込書での申込により行われるものとします。

1.4. お客様は本特約の内容を承認した上で申込を行い、アイレットにおける必要審査、手続等を経た後に本サービスの契約が成立するものとします。但し、所在確認のための資料の提出が必要とアイレットが判断した場合には、お客様はアイレットが指定する資料を提出します。

1.5. 本サービスの申込は、必ず本サービスを締結する権限を有する者が行わなければならないが、正当な権限を有しない者その他第三者の代理による申込は認められないものとします。

1.6. アイレットは、専門的な知識及び経験を有する者を本サービスに従事させ、善良なる

管理者の注意をもって準委任契約として本サービスを提供するものとします。

2. 用語。以下で定義された用語が、本特約で適用されます：

「**営業時間**」とは、日本の場合は月曜日から金曜日（日本の公の休祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の午前10時から午後19時（日本時間）

「**営業日**」とは、日本又は本特約が準拠する法律の地域における公の休祝日を除く、月曜日から金曜日を意味します。

「**変更管理手続**」とは、本特約の第10条に規定された変更管理手続を意味します。

「**変更要求**」とは、変更管理手続に基づき、一方当事者から他方当事者へ提出された本特約の条項を変更するための書面要求を意味します。

「**お客様リソース**」とは、本サービスの提供をサポートするため、お客様によって指名されたお客様の主要なプロジェクトリソースを意味します。

「**アイレットリソース**」とは、本サービスの提供のため、アイレットによって指名されたアイレットの主要なプロジェクトリソースを意味します。

「**Well-Architected**」とは、クラウドプロバイダが提供する設計原則や、ベストプラクティスを意味します。

「**Well-Architected レビュー**」または「**WAR**」とは、お客様のクラウドプラットフォームが Well-Architected フレームワークに沿っているかをアイレットがレビューを実施するサービスを意味します。

「**拒絶通知**」とは、成果物が、本特約に規定された仕様、又は両当事者間で書面にて合意したその他の受諾基準に、著しく適合していないことを明記した書面による通知を意味します。

3. WAR の期間

WAR は契約が成立した申込書に記載のお申込み日の翌日に開始し、本特約に基づく本サービスの完了又は早期終了まで継続するものとします。本特約の下で、自動更新期間に従った定期サービスはありません。

4. アイレットの責任

4.1. サービス範囲。アイレットは、次のフェーズを持つプロジェクトの下で、本特約の規定に従い、本サービスを提供します。

(A) フェーズ: 動員

(i) トータル見積期間: WAR 実行日から10営業日以内

(ii) 活動内容: アイレットリソースからの動員

(B) フェーズ 1: 前提条件と日程調整

(i) 内容:

(a) ワークショップの前提条件

・プロジェクトマネージャは、ワークショップの前に前提条件をまとめた文書をお客様に提供します。文書には必要なリソースと、お客様に調整いただく人員に関する概要となります。

- 文書に含まれる前提条件の例:

- 1) 既存のアーキテクチャ図
- 2) WAR レビューの推奨および必須出席者のリスト
- 3) インスコープクラウド環境アクセス

- ワークショップの技術担当者のリソースの例:

- インフラストラクチャの専門家（「SME - Subject Matter Experts」）
- アプリケーション SME
- セキュリティ SME
- インフラストラクチャ管理

(b) ワークショップの日程

- プロジェクトマネージャは、お客様とソリューションアーキテクトの間で 2 時間のセッションを設定し、そこで WAR ワークショップを開催します。

(C) フェーズ 2: 評価

(i) 内容:

(a) WAR ワークショップ

ソリューションアーキテクトは、スケジュールされたセッション中にお客様と共に、本スコープ範囲内の環境、又はサブスクリプションを確認し、その後、本スコープ範囲内の環境の WAR の評価基準についてご説明します。このワークショップの基準となるフレームワークは、プラットフォーム固有の Well-Architected フレームワークになります。

WAR は、お客様のクラウドの使用がプラットフォームのベストプラクティスに沿っていることを確認するための、本スコープ範囲内の環境の評価です。WAR は Well-Architected フレームワークの 5 つの原則を考慮します :

- 1) コスト最適化
- 2) オペレーショナル・エクセレンス
- 3) パフォーマンス効率
- 4) 信頼性
- 5) セキュリティ

WAR ワークショップの終わりにソリューションアーキテクトは集まった回答を

照合し、関連する WAR レポートを作成します。

(b) ツールベースのレビュー

- アイレットのエンジニアは、本スコープ範囲内の環境に対して厳選されたツールセットを実行します。
- ツールベースのレビューの目的は、本スコープ範囲内の環境を見直して、セキュリティの問題や設定ミスなど、Well-Architected に関連する問題を特定することです。
- アイレットで使用されるツールセットは、アイレットによって選択されます。ツールはパートナー会社や関連会社、請負会社製で構成される場合があります。
- アイレットは、お客様の本スコープ範囲内の環境に対する読み取り専用アクセスを必要とします

(D) フェーズ 3: 分析

(i) 内容:

(a) 提言

- アイレットは、WAR ワークショップとツーリングに関する提言事項を WAR の 5 つの原則ごとに合理的にかつ優先順位を付けて、トップ 5 を明確にします(フェーズ 2(C)(i)(a)で定義されています)。これらは、中期的、長期的な提言事項に分類されます。
- 提言には明確なアクションが伴い、読者が問題を修正する方法を特定したり、修正計画を開始するための関連リソースを提供します。
- アイレットの専門家は、専門知識と経験に基づいて、環境に対する最高のリスクアイテムが存在すると思われる場所に、推奨事項を選択します。さらに、アイレットの専門家は、Well-Architected フレームワークにおけるお客様の状況を大幅に改善させる長期的かつ戦略的な推奨事項を特定することもあります。
- 提言事項と修復アクションは、PowerPoint 形式でお客様に提供されます。PowerPoint のプレゼンテーションを補完するために WAR およびツールベースのレビューが提供されることもあります。

(E) フェーズ 4: 知識移転

(i) 内容:

(a) プレゼンテーションとプロジェクトの終了

- WAR レポートと Rackspace Practical Recommendations (Rackspace の実用的な提言事項)を確認する 1 時間の電話会議又はオンライン会議を、プロジェクトマネージャが設定します。確認のための電話会議又はオンライン会議は、WAR レポートおよび Rackspace Practical Recommendations の送付から 1 週間以内に設定します。レポートの説明は、出席するソリューション アーキテクトが行い、お客様は WAR レポートと Rackspace Practical Recommendations に関連する質問

をすることができます。

- ・ WAR レポートと Rackspace Practical Recommendations の送付から上記の 1 週間が経過した段階で、またはお客様へのご説明会議が完了すると、プロジェクトは終了したものとみなされます。

4.2. 成果物。本サービスに関して、アイレットは、以下の成果物の達成または提供するために作業するものとします：

(A) [フェーズ 2:]評価

- (i) 次の事項を特定する WAR レポート: WAR の 5 つの原則ごとに優先順位の高いトップ 5 の提言(第 4.1 条フェーズ 2(C)(i)で説明されています)。提言事項はさらに、即時的、中期的、長期的な提言に分類され、提言事項に対する修復方法についての指針も示します。

4.3. プロジェクト期間。本特約に規定された要件及び仮定に基づくトータル見積期間は、個別見積書で定める通りとします。(A)から(E)の最低見積のトータル見積期間は 5 営業日(40 時間)となります。

4.4. 範囲。個別見積書で定める通りとします。個別見積書で定める本サービスの範囲には (A)お客様の選出した単一のクラウドプラットフォームのサブスクリプション又は指定のアカウント、(B) (A)で選出されたサブスクリプション又は指定のアカウントの月額費用の上限、(C)アイレットのプロジェクトリソースの合計工数が含まれます。

4.5. 範囲外。第 4.4 条の本サービスの範囲外のシステム、テクノロジー、及び/又は活動は、本サービスに含まれません。本サービスの範囲の変更は、変更管理手続に従います。特に、以下の事項は本サービスの範囲外となります：

- (A) WAR フレームワークおよびアイレット定義ツールセットの標準スコープを超えた追加の評価または検出 (ツールベースおよびツールレス)の実行。
- (B) アイレットで選択されていない他のツールの使用。
- (C) ソース (またはターゲット) 環境の変更が必要なアクティビティの実行。これには、コンピューティングインスタンス、ネットワーク、ソフトウェアに対する変更が含まれます(ただし、これに限るものではありません)。
- (D) 修復 または移行 アクティビティ。
- (E) アクティビティを実行するプロジェクトリソースへの 365 日 24 時間アクセス。
- (F)本プロジェクトの以外のお客様の他のプロジェクトの管理とコラボレーション。
- (G) アプリケーション アーキテクチャのレビュー。
- (H) 本プロジェクト完了後、または 割り当てられた時間の完全消費後のプロジェクト

トリソースへのアクセス。

(I) 詳細な修復プロジェクト計画の作成と実行

4.6. **スタッフとチーム構成。**プロジェクトリソースは、本 SOW の締結日後に割り当てられます。特定のプロジェクトリソースを埋めるために割り当てられたアイレットの人員は、専任ではなく、アイレットによって再配置、または再割当てされる可能性があります。

(A) お客様リソース。

お客様の役割	責任
お客様の連絡先	本特約の期間中、アイレットに対する最初の連絡先として提供すること。お客様からアイレットチームへ戦略的目標が適切に伝えられていることを確認するためのフィードバックを提供すること。
お客様のプロジェクトマネージャ又は本プロジェクトのスポンサ	ワークショップの技術担当者のリソース: <ul style="list-style-type: none">• インフラストラクチャのエキスパート(「SME - Subject Matter Experts」)• アプリケーション SME• セキュリティ SME• インフラストラクチャ管理

(B) アイレットリソース。

アイレットの役割	責任
プロジェクトマネージャ	<ul style="list-style-type: none">• プロジェクト計画又はタイムライン作成および管理• 予算管理• プロジェクトミーティングやワークショップの調整
ソリューションアーキテクト	<ul style="list-style-type: none">• 現環境のレビューの実施• WAR 不適合事項の特定
クラウド エンジニア	<ul style="list-style-type: none">• 認定クラウドエンジニア• エンジニアリングの提供

5. **前提事項。**本サービス、見積られたタイムスケジュール及び料金は、個別見積書で定め

る前提事項に基づき、従うものとします（また、当該前提が不正確である場合、変更されることがあります）。

6. お客様の責任。 お客様は、以下の事項を行うものとします：

6.1. お客様は、お客様に対して行動する権限を持つお客様の主要連絡先をアイレットに提供します。主要な連絡先は、お客様リソース(必要なインタビューやレビュー会議)データの内容及びセキュリティ、並びにお客様によるお客様データへのアクセス及び使用に関する管理の選択及び実施について、継続して責任を負うものとします。

6.2. お客様は、本サービスの提供を遅らせ、又はその他の影響を与える可能性のある進行中のプロジェクトが、お客様の組織内にないことを確認するものとします。

6.3. お客様は、必要に応じてお客様のリソース（お客様構成、アイレットが要求する正確かつ完全な情報、技術支援、人員、資材、施設、作業スペース、システム、テクノロジーおよびインターネットを含む。）への適時かつ適切なアクセスを提供すること、お客様自身の変更管理システムを管理すること、並びに合理的に要求されうるエンドユーザーの利害関係者及び第三者（既存のプロバイダを含む。）との連絡を取ることなど、本サービスの提供をサポートするために誠意をもって取り組むものとします。お客様は、本条に基づくお客様のリソースを提供する際に発生する全ての第三者の料金について、継続して責任を負うものとします。

6.4. お客様は、お客様データの内容及びセキュリティ、並びにお客様によるお客様データへのアクセス及び使用に関する管理の選択及び実施について、継続して責任を負うものとします。

6.5. お客様は、お客様データが安全性を維持し、迅速かつ経済的に取得できるようにすることを確保するために、お客様が提供する、又は本サービスによって影響を受ける可能性のある情報技術システムに対して、適切なバックアップ、セキュリティ、ウイルスチェックの手順を実施し、また、本サービスの開始前にお客様データのバックアップを確実に行うものとします。

6.6. お客様は、本サービスの提供のために必要な合意、承諾、同意、又はそれらに類似の行為について、不合理に保留し、遅延し、又は条件付けしないものとします。

6.7. お客様は、指定されたお客様の技術担当者(お客様の情報技術システムに精通し、サービスの技術的側面に十分なスキルと知識を持つ)と、本サービス期間中にアイレットと連携

するお客様のプロジェクトマネージャを任命します。

6.8. お客様は、プロジェクトチームとツールが正しく動作するように、対象範囲内環境に適切なアクセスを提供します。

7. 非勧誘。 本特約の期間中及び期間満了若しくは終了後の 12 ヶ月間、お客様又はその関連会社がアイレットの人員をフルタイム若しくはパートタイムの従業員又は独立請負人として勧誘した場合、お客様は、アイレットに対し、当該採用者の年間給与に、過去 12 ヶ月間に支払われたボーナスを加えた金額に相当する、当該各採用に対する紹介料を支払うものとします。お客様は、(i) アイレットの人員を雇用することにより、アイレットは後任者を探し出し、雇用し、訓練するために相当な時間と費用を投資することになること、(ii) アイレットの各人員は複数のアイレットの顧客に対して同時にサービスを履行しているため、アイレットは他の顧客をカバーする必要があるため、アイレットは 1 つ又は複数の他の顧客を失う可能性があること、(iii) お客様がアイレットの人員を雇用した場合、アイレットのビジネスモデルの性質上、アイレットに追加のリスクと費用が発生することを認識するものとします。したがって、これらの金額は、合理的な紹介料及びアイレットの時間、費用、その他の財務上の考慮事項の合理的な価値を正確に反映したものであり、排他的な救済措置であり、また、違約金ではないことが、合意されます。本規定は、お客様が、(i)雇用契約が終了してから 6 か月以上の期間が経過したアイレットの従業員を勧誘又は雇用すること、(ii) アイレットの人員に特に向けられていない一般流通を目的とした出版物又は Web サイトへの就職説明会や広告への参加等の一般的な採用活動を行うこと、又は (iii) 人材派遣会社を利用することを妨げるものではありません。ただし、お客様が人材派遣会社に アイレットの人員の勧誘を促進するための氏名やその他の情報を提供していないことが条件となります。

8. 料金及び費用

8.1. 料金。 本特約で異なる定めが明示的に設けられない限り、又は変更管理手続によって変更されない限り、本サービスに関する全ての料金は、固定料金です。本サービスは、個別見積書に定めるマイルストーンが完了して、第 4.2 条に基づく成果物（該当する場合）がお客様に提供された後、又はそれ以前に終了した場合に、請求されるものとします。なお、個別見積書の価格は税込み価格ではございません。

見積書の価格は税込み価格ではございません。

8.2. 費用。 本サービスを提供するため出張が必要な場合、お客様は当該代表者の現実に立証された実費をアイレットへ償還することに同意します。

9. 変更管理手続

9.1. 両当事者は、本サービスに対するいかなる変更も、可能な限り本条の変更管理手続を使用する必要なく解決されるよう、合理的な努力を払うものとします。いずれの当事者も、本サービスを変更するために変更要求を行うことができます。変更要求を受領した当事者は、変更要求の受領後、合理的に実行可能な範囲で速やかに、及びいかなる場合でも 5 営業日以内に、変更要求を拒否するか、又は更なる評価のために変更要求を承認するかを回答するものとします。

9.2. 変更要求を受領した当事者によって変更要求を更に評価するための承認がなされた場合、両当事者は、変更要求の実施が本サービスの料金及び提供に与える影響、並びに当該変更を行う又は行わないことに関連するリスクを判断するため、当該変更要求を評価することができます。両当事者による評価の協議の結果として、これ以上の行動を取らないこと、変更要求の受諾を推奨すること、又は変更要求の拒否を推奨することがありえます。結果的に変更が合意される前に変更要求に関連してアイレットとお客様との間で行われるあらゆる協議は、いずれの当事者の権利も損なうものではありません。

9.3. その後、両当事者が変更要求の実施を受諾することに同意した場合、両当事者は、当該変更の実施を許可する変更要求を発効するために合理的に必要な書類を締結するものとします。変更管理手続に従って変更が行われるまで、アイレット及びお客様は、書面による別段の合意がない限り、当該変更前の条件に準拠して本特約を履行し続けるものとします。アイレット及びお客様によって適切に締結され、承認された変更要求は、本特約を正式に変更するものとします。

10. FOSS ライセンス及び第三者ソフトウェアの取扱い

10.1. **ソフトウェアの使用。**お客様が、フリーソフトウェア、オープンソースソフトウェア、又は第三者ソフトウェア（以下、総称して「ライセンスソフトウェア」といいます。）を、受託業務の過程で成果物の一部として使用しようとする場合、お客様は、ライセンスソフトウェアの使用を検討及び評価し、ライセンスソフトウェアの使用を受け入れるか拒否するかを決定する責任を負うものとします。

10.2. **お客様の責任。**お客様が第 10.1 条に従ってライセンスソフトウェアの使用を採用することを決定した場合、お客様は、お客様の費用と責任において、ライセンスソフトウェアのライセンス及び保守に関する TPS 契約の締結を含む（ただし、それに限られない。）、ライセンスソフトウェアの適切なライセンス及び使用に必要な全ての措置を講じるものとします。ライセンスソフトウェアの使用は、該当する TPS 契約に従うものとし、当該 TPS 契約は、お客様とアイレットとの間の本特約における異なる又は矛盾する条項に優先する

ものとし、ただし、アイレットがライセンスソフトウェアをお客様へ直接サブライセンスする権限を有している場合、お客様は、該当するライセンス契約及び／又は TPS 契約の締結を条件として、アイレットから直接にライセンスソフトウェアを購入することができます。

10.3. 保証の免責。 アイレットは、ライセンスソフトウェアの使用について、一切の保証及び責任を負わず、また、ライセンスソフトウェアの使用が、いかなる著作権その他の権利も侵害しないこと、又は本特約の条項に適合することを保証しません。ただし、アイレットが、第 10.1 条に定めるお客様がソフトウェアの受入れ又は拒否を決定した時点で、侵害、又は本特約の条項への不適合について、それを知りながら、又は重大な過失によって、お客様へ通知しなかった場合は、本条項は適用されません。

11. 第三者の権利の侵害

11.1. 成果物の保証及び侵害の救済。 アイレットは、アイレットによって作成された成果物が、本特約によって従って及び本特約に認められたように使用された場合に、第三者の知的財産権又はその他の専有権を故意に侵害しないことを保証します。成果物の全部又は一部に関連して第三者から知的財産侵害の主張がなされた場合、アイレットは自己の費用と負担で当該紛争を解決するものとし、ただし、当該紛争が、お客様が本特約の条項に反する方法で成果物を使用したことに起因するものではない場合に限り、当該侵害の主張が、お客様が本特約の条項に反する方法で成果物を使用したことに起因する場合、お客様は自らの責任と費用で当該紛争を解決する責任を負うものとし、アイレットは、お客様が成果物を、アイレットによって提供されていない、又はアイレットが事前に承認していないハードウェア、ソフトウェア若しくはサービスと組み合わせたことから生じた侵害の主張の解決に関しては、一切責任を負わないものとし、

11.2. 補償の制限。 アイレットは、本特約で特定された本サービスの履行中、アイレットの責めに帰すべき事由により、アイレットが第三者に損害を与えた場合、MSA の第 10 条 [損害賠償の制限] に基づき、お客様に補償するものとし、

12. 遅延

12.1. アイレットは、変更管理手続に従って、お客様の変更要求に応じた本サービスの履行の遅延に同意することができます。

12.2. お客様が本特約に基づく義務を適時に履行しなかった結果、アイレットの本特約に基づく義務が履行できない、又は遅延した場合：

(A) アイレットは、当該不履行又は遅延の責任を負わず、また、アイレットの本サービ

スの履行期間は、アイレットがお客様の遅延の結果として本サービスを開始又は完了することができない日数分まで自動的に延長されます。

(B) お客様の違反がお客様のシステム、アカウント又はツールへのアクセスを提供する義務に関するものである場合、アイレットはお客様の義務を履行し、それによって生じた料金又は費用をお客様に請求することができます。

(C) お客様の違反によりアイレットが 3 営業日以上にわたって本サービスを履行できない場合、アイレットは、遅延の影響を受ける一部若しくは全部の本サービス若しくは成果物に関するタイムテーブル若しくはスケジュールの調整し又は作業を停止し、お客様の本サービスからのリソースの再割当てを行うことができ、アイレットの本サービスの履行期間は、当該違反及びリソースの再スケジュールに必要な期間だけ自動的に延長されるものとします。また、アイレットの選択により、本サービスはお客様の都合により終了したものとみなされることがあります（その場合、事前に支払われた料金の払戻しはありません。）。

12.3. お客様は、お客様の遅延の理由を速やかに緩和及び解決することに同意します。アイレットは、お客様の遅延後の本サービス再開時に、本サービスの完了のための同一のアイレットリソース、タイムフレーム、又はマイルストーンを保証しません。お客様は、お客様の遅延の結果としてアイレットが被ったあらゆる費用（確定した出張手配に関するキャンセル料又は再手配料、及びアイレットが被った外注費を含みます。）を負担する責任を負います。

13. ケーススタディーの承認。 本特約の対価の一部として、お客様はアイレットに対し、本特約に基づいて履行される作業の概要を説明するケーススタディーを作成及び公表する権限を付与します。お客様は、公表前にケーススタディーを確認及び承認する機会が与えられ、その承認は不合理に保留されないものとします。

14. 準拠法・管轄裁判所。 本特約の準拠法は、日本法とし、お客様とアイレットとの間で WAR に関して紛争が生じた場合は、その訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。